

議第16号

平成27年度滋賀県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成27年度滋賀県の工業用水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給 水 事 業 所 59事業所
- (2) 年間総給水量 18,117,000立方メートル
- (3) 1日平均給水量 49,500立方メートル
- (4) 主要な建設改良事業
 - 彦根工業用水道事業……更新工事
 - 南部工業用水道事業……配水工事、更新工事

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

款	項	金 額
1 工業用水道事業収益		千円 1,386,200
	1 営 業 収 益	1,169,413
	2 営 業 外 収 益	216,787

支 出

款	項	金 額
1 工業用水道事業費用		千円 1,206,800
	1 営 業 費 用	1,054,334
	2 営 業 外 費 用	152,466

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 521,500千円は、減債積立金91,857千円、

過年度分損益勘定留保資金 393,803千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調整額 35,840千円で補填するものとする。)

収 入

款	項	金 額
1 資 本 的 収 入		千円 366,100
	1 諸 収 入	366,100

支 出

款	項	金 額
1 資 本 的 支 出		千円 887,600
	1 建 設 改 良 費	793,271
	2 企 業 債 償 還 金	91,857
	3 固 定 資 産 購 入 費	2,472

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
彦根工業用水道改良事業 (彦根浄水場送水流量 計・配水弁更新工事)	平成28年度	39,511千円
浄水場運転管理業務	平成28年度から 平成32年度まで	135,738千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれらの経費のうち他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 140,354千円

(2) 交 際 費 25千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、681千円と定める。

上記の議案を提出する。

平成27年2月17日

滋賀県知事 三 日 月 大 造